特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 | | | | | | |
|-------|------|-------------|---------|--|--|--|--|
| 13 | 合志市 | 国民健康保険税システム | 基礎項目評価書 | | | | |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

合志市は、国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

合志市長

公表日

令和5年3月31日

[平成31年1月 様式2]

関連情報 T

| 1. 特定個人情報ファイ | ルを取り扱う事務 | | | | |
|--------------------------|---|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険 本算定賦課 | | | | |
| ②事務の概要 | 国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に 応じて保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 | | | | |
| ③システムの名称 | 国民健康保険税システム | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイ | ル名 | | | | |
| 1.賦課基本ファイル 2.介護 | 髪基本ファイル 3.支援基本ファイル 4.賦課個人ファイル 5.期割情報ファイル | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | |
| 法令上の根拠 | 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定 | | | | |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8項 別表第二 27の項 | | | | |
| 5. 評価実施機関におけ | ける担当部署 | | | | |
| ①部署 | 市民生活部 税務課 | | | | |
| ②所属長の役職名 | 税務課長 | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | |
| | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開 | 示•訂正•利用停止請求 | | | | |
| 請求先 | 市長公室企画課 096-248-1813 | | | | |
| 8. 特定個人情報ファイ | ルの取扱いに関する問合せ | | | | |
| 連絡先 | 市長公室企画課 096-248-1813 | | | | |

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|----------|-----------------|-------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未満] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和5年3月16日 時点 | | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| | いつ時点の計数か | 令和 | 15年3月16日 時点 | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | | | |
|---|-------|------------|-------|---------|---|---------------------|--|--|
| [基礎 | 項目評価 | i書] | | | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及7 3) 基礎項目評価書及7 | び重点項目評価書 び全項目評価書 | | |
| 2)又は3)を選択した評価実施 されている。 | 施機関に | ついては、それぞれ重 | 点項目評 | 価書又は全項目 | 目評価書において、リス | ク対策の詳細が記載 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(付 | 青報提供 | ネットワークシステ | ムを通じ | た入手を除く。 |) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない | | | | | | | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [! | 特に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | 云(委託や | 情報提供ネットワーク | システム | を通じた提供を | 除く。) [C | 〕]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か | [| |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムと | の接続 | | []接続 | |)]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [! | 特に力を入れている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [| |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 7. 特定個人情報の保管・2 | 肖去 | | | | | | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か | [| 十分である |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 8. 監査 | | | | | | | | |
| 実施の有無 | [0] | 自己点検 | [O] | 内部監査 | [] 外部團 | | | |
| 9. 従業者に対する教育・啓 | 発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [| 十分に行っている |] | | <選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 2) 十分に行っていない | っている | | |

変更箇所

| 変更固定 | <u>개</u> | | | | |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
| 平成28年2月4日 | 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要 | 国民健康保険加入者の状況を把握を行っている。被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じて保険料(税)の算出を行い、賦課・徴収を行う。 | 国民健康保険加入者の状況の把握を行っている。被保険者の属する世帯に対し、所得、人数の状況に応じて保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 | | 文言の修正見直し |
| 平成29年3月15日 | II しきい値判断項目 1.評価 対象の事務の対象人数は何 人か 2.取扱者数 いつ時点の 計数か | 平成28年2月5日時点 | 平成29年3月15日時点 | | |
| 平成30年2月5日 | I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長 | 課長 渡邉 和代 | 課長 米澤 伸仁 | 事後 | |
| 平成30年2月5日 | Ⅱしきい値判断項目1.対象 人数いつ時点の計数か | 平成29年3月15日時点 | 平成30年1月31日時点 | 事後 | |
| 平成30年2月5日 | II しきい値判断項目2. 取扱 者数いつ時点の計数か | 平成29年3月15日時点 | 平成30年1月31日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月8日 | I 関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ①部署 | 総務部 税務課 | 市民生活部 税務課 | 事後 | |
| 平成31年2月8日 | II しきい値判断項目1. 対象 人数いつ時点の計数か | 平成30年1月31日時点 | 平成30年1月31日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月8日 | II しきい値判断項目2. 取扱 者数いつ時点の計数か | 平成30年1月31日時点 | 平成30年1月31日時点 | 事後 | |
| 平成31年2月8日 | 「Ⅳリスク対策」 | なし | 新様式への変更 | 事後 | |
| 令和3年8月16日 | I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第1項 別表第二 第42,44号 | 番号法第19条第8項 別表第二 第42,44号 | 事後 | |
| 令和3年8月16日 | I 関連情報 7.特定個人情報 の開示・訂正・利用停止請求 | 総務部企画課 096-248-1813 | 市長公室企画課 096-248-1813 | 事後 | |
| 令和3年8月16日 | I 関連情報 8.特定個人情報 ファイルの取扱いに関する問 合せ | 総務部企画課 096-248-1813 | 市長公室企画課 096-248-1813 | 事後 | |
| 令和4年1月14日 | I 関連情報 3.個人番号の利 用 | 番号法第9条第1項 別表第一 第30項 市町 村長又は国民健康保険組合「国民健康保険法 (昭和三十三年法律第百九十二号)による保険 給付険組合の支給又は保険料の徴収に関する 事務であって主務省令で定めるもの」 | 番号法第9条第1項 別表第一 16の項 | 事後 | |
| 令和4年1月14日 | I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠 | 番号法第19条第8項 別表第二 第42,44号 | 番号法第19条第8項 別表第二 27の項 | 事後 | |
| 令和4年1月14日 | Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象人数 いつ時点の計数か | 平成31年1月31日時点 | 令和4年1月14日時点 | 事後 | |
| 令和4年1月14日 | Ⅱ しきい値判断項目 2.取 扱者数 いつ時点の計数か | 平成31年1月31日時点 | 令和4年1月14日時点 | 事後 | |
| 令和5年3月16日 | Ⅱ しきい値判断項目 1. 対 象人数 いつ時点の計数か | 令和4年1月14日時点 | 令和5年3月16日時点 | 事後 | |
| 令和5年3月16日 | Ⅱ しきい値判断項目 2. 取 扱者数 いつ時点の計数か | 令和4年1月14日時点 | 令和5年3月16日時点 | 事後 | |